

## 質問書に対する回答 4

件名	首都圏中央連絡自動車道 境地区附帯工工事		
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	特記仕様書 24-2-3 構造物掘削工	構造物掘削の作業内容に水替が記載されています。既設調整池部分には既に水が溜まっている箇所もあり、また、降雨により雨水が流入しますが、これらの水替も含むのでしょうか。構造物掘削に含まれる水替の内容をご教授下さい。	構造物掘削の水替には、土木工事積算基準第8編10の通常の場合の水替を想定しております。 なお、通常の排水処理以上の対応が必要となった場合は、別途監督員と協議するものとお考えください。
2	特記仕様書 24-2-1 捨土掘削 土砂E, F, G 割掛対象表 参考内訳書（1/1） 有料道路内訳費	捨土掘削 土砂E、土砂F、土砂Gの土質は（土砂F）となっています。前回の質問書による回答2によると狭山PAへの運搬土量は、 $3,601 + 455 + 3480 = 7,536\text{m}^3$ になります。土砂Fの10tダンプ1台の積載量は4.8m <sup>3</sup> （土木工事積算基準7-26）です。ダンプ運搬台数は、 $7,536 \div 4.8 = 1,570$ 回となり、有料道路料金費対象数量は3,140回となるのではないでしょうか。割掛け金額が変わった場合は、協議の対象となるのでしょうか。	割掛け対象表参考内訳書に関する質問は受け付けておりません。 なお、貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上願います。また、設計図書に変更が生じない限り、協議対象となることはありません。
3	特記仕様書 24-9 調整池工 (2)種別 呑口工嵩上げ 設計図(調整池工) 1号調整池 流入工 詳細図(その2)	既設枠(Dc-1.50×1.00×1.00(F))の嵩上げするに当たって、プレキャストコンクリート床版等を一時撤去し、枠を嵩上げ後再設置となっていますが、この床版を撤去するためには排水装置の撤去も必要になります。特記仕様書及び図面の数量表には、排水装置の撤去・再設置の記載がありません。排水装置の撤去・再設置(必要により加工)は、協議の対象を考えて今回の見積には含まないでよろしいでしょうか。	排水装置の撤去・再設置の必要が生じた場合は、別途監督員と協議するものとお考えください。